

「ふるさと宇都宮応援寄附事業」協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による宇都宮市（以下、「本市」という。）への寄附を通し、本市の魅力の発信と地場産業の振興を促進するため、寄附者に対して贈呈する返礼品（以下、「返礼品」という。）を提供する事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集する。

2 協力事業者の要件

登録できる協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ア 各種法令に沿った生産、製造、加工及び販売を行っていること。
 - イ 原則として本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
 - ウ 市税等市への支払金に滞納がないこと又は滞納はあるが納付の意向が確認できること。
 - エ 返礼品の配送は、本市又は中間事業者（第3項にて詳述）からの発注に基づき協力事業者において行うこととなるため、電子メール等が使用できるインターネット環境を有し、発注書の受付及び配送作業が行える体制が整っていること。
 - オ 返礼品の受注後、商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
 - カ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができること。
 - キ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
 - ク その他宇都宮市長（以下、「市長」という。）が必要と認める要件を満たしていること。
- ※ 上記の要件を全て満たしている場合でも、返礼品の内容や過去の販売実績等を総合的に考慮し、協力事業者として認定しない場合がある。

3 中間事業者

本市は、協力事業者の募集、協力事業者への返礼品の発送依頼並びに返礼品代（送料を含む。）の支払い及び返礼品希望者からの問い合わせ等返礼品にかかる業務を効率的かつ効果的に行うため、その業務を民間事業者へ委託するものとする。

4 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、総務省告示第179号（令和6年6月28日改正）第5条に掲げる基準（以下、「地場産品基準」という。）を満たし、かつ、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知参照）に該当しないものであることを前提に、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 本市の魅力やイメージ向上、地場産業の振興等に資するものであること。

イ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量限定で供給するものは除く。

ウ 飲食物は、寄附者に到着後一定期間の消費期限又は賞味期限を有しているものであること。

エ 物品以外の役務の提供の場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りでない。

オ 物品以外の役務の提供の場合は、そのサービス等の利用に当たっての予約方法が確立されていて、寄附者と利用に係る調整を行うことができる体制が整っていること。

カ 提案する返礼品に関連する食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）などの各種法令等を遵守していること。

キ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とするについて生産者の同意を得ていること。

(2) 発送方法

ア 本市又は中間事業者は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、協力事業者に出荷を依頼し、依頼を受けた協力事業者は、速やかに返礼品を寄附者指定の場所若しくは配送を委託する中間事業者に送付すること。

イ 本市が求める場合は、返礼品を送付する際に本市が提供する資料を同梱すること。

ウ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において協力事業者の事業等のPRに資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

ア 返礼品の提供価格（以下、「提供価格」という。）には、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。

イ 寄附金額は、提供価格に24分の100を乗じて得た金額（千円未満切り上げ）を原則として市が定める。

(4) 費用負担

ア 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担する。

イ 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配送を行った場合の費用は、協力事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

(5) 返礼品の追加、変更及び取消

返礼品の認定項目の追加、変更及び取消をする場合は、「ふるさと宇都宮応援寄附事業協力事業者申請書（変更届）兼承諾書」（様式第3号）に、必要事項を記入して提出すること。

5 申請方法

(1) 提出書類

協力事業者としての登録を希望する者は、「ふるさと宇都宮応援寄附事業協力事業者申請書（変更届）兼承諾書」（様式第3号）を、市長に提出するものとする。

(2) 提出先

下記、提出先までE-mailにて提出すること。E-mailにより提出できない場合は郵送で提出すること。

提出先：宇都宮市都市ブランド戦略課

E-mail：u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

郵送先：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

(3) 受付期間

随時受付とする。

(4) 返礼品の登録

協力事業者申請後、中間事業者から返礼品掲載方法について案内する。返礼品に関しては、掲載内容を基に、順次審査を実施する。

(5) 審査結果の連絡

提出書類に基づき、本市にて申請内容等を総合的に審査の上、適当と認める場合は、協力事業者及び返礼品として登録することを決定し、「ふるさと宇都宮応援寄附事業協力事業者認定通知書（様式第4号）」により申請者に通知する。

(6) 登録期限

協力事業者の登録有効期限は、認定された年度の年度末までとする。ただし、登録満了日までに登録辞退の申し出がない場合は、自動継続するものとする。

(7) 事業者情報の変更

事業所等所在地、連絡先、担当者等が変更となった場合には、「ふるさと宇都宮応援寄附事業協力事業者申請書（変更届）兼承諾書」（様式第3号）に、必要事項を記入して本市及び中間事業者に報告すること。

6 確認事項

- ① 協力事業者は、本市又は中間事業者から提供された寄附者の個人情報をも個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。また、協力事業者は、本市又は中間事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。
- ② 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合、協力事業者は真摯に対応し解決に努め、内容について本市及び中間事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- ③ 本市は、返礼品が「4 返礼品の要件」第1項各号に定める条件に適合しなくなったと認める場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断した場合、又は、返礼品として選択されることが少ない商品については、返礼品としての登録を取り消すことができる。
- ④ 本市は、協力事業者が「2 協力事業者の要件」第1項各号に定める条件に適合しなくなった場合、本要項の定めに違反する行いがあった場合、又は、本市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者としての登録を取り消すことができる。

- ⑤ 協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、本市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- ⑥ 協力事業者は、本市又は委託事業者の求めに応じ、返礼品や協力事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供する。
- ⑦ 食品を返礼品に取り扱う協力事業者は、食品返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において順守すべき事項の記載された書類を整備、保存しなければならない。また、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合、市職員が当該食品返礼品協力事業者に対し、実地調査を行う。その場合、当該事業者は本市の調査、確認に応じる義務がある。
- ⑧ 本市は、食品返礼品協力事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合には、取引の中止を行うとともに、契約不履行による違約金及び損害賠償を請求することができる。
- ⑨ 本要項に定めのない事項並びに本要項に疑義が生じた場合は、本市と協議の上解決するものとする。

7 問い合わせ先

宇都宮市都市ブランド戦略課（月～金 9:30～17:15 土日祝日休み）

TEL：028-632-5038

メール：u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

「ふるさと宇都宮応援寄附事業」協力事業者申請書（変更届）兼承諾書

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市長

（申請者）

事業者名 _____

代表者名 _____

住所 _____

「ふるさと宇都宮応援寄附事業協力事業者募集要項」5（1）の規定に基づき，協力事業者への参加を申請します。また，市の職員が審査に必要となる市税の納付状況を調査することに同意します。

なお，申請にあたっては，募集要項に記載された内容（「6 確認事項」を含む。）を全て理解した上でこれを承諾します。

事業者情報		
市内事業所の種類	本社 ・ 支社 ・ 工場 ・ 店舗 ・ ()	
出品する返礼品		
担当者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail アドレス	
備考 (変更事項等)		

※ 事業者情報に変更があった場合は，備考欄に変更事項を記入の上，遅滞なくご報告ください。

様式第4号

令和 第 年 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一

「ふるさと宇都宮応援寄附事業」協力事業者認定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました「ふるさと宇都宮応援寄附事業」協力事業者への参加について、認定しましたので通知します。

事業者名

出品する返礼品